

駅から車掌への養成期間を2年から3年へ プロ大卒養成は車掌→駅→運転士に変更

「運輸系統の社員運用について」業務委員会開催

本日、本部は「運輸系統の社員運用について」の説明を業務委員会で受け議論しました。

会社は、平成17年から行っている運輸系統の社員運用について、(1)プロフェッショナル職（高専、短大、専門学校、高校）社員の養成期間における駅在勤期間の延伸。(2)プロフェッショナル職（大卒、大学院）社員の養成期間の運用の変更について。その他として、乗務員区所から駅に異動した社員の乗務員区所への異動を平成22年度から行うことについて説明がありました。

(1)について、駅から車掌への養成期間を2年程度から3年程度に22年度から変更するというものです。しかし来年度については、一部の社員は従前通り2年程度で車掌への運用を行うとしています。この目的は、「近年の駅業務の高度化」と「お客様のご要望の多様化等」に対する「フロントサービス体制の整備・強化」としています。

(2)は、養成期間の運用を「駅→車掌→運転士」から「車掌→駅→運転士」に22年度から変更するというものであり、各養成期間は2年程度としています。目的を「新入社員の育成・教育充実のため乗務員区所においても実施していく」としています。

その他については、「駅で残る社員より乗務員区所への異動が多くなるだろう」「元職場を基本としている」としつつも「希望は聞くがその人を判断して会社が決める」としています。

本部から、乗務員区所での休日出勤が継続している事態について早急に解決すること、及び社員運用は社員の希望を尊重すること等について強く再度要請しました。

休日出勤の解決と異動は本人の希望を尊重せよ

運輸系統の社員運用について

平成22年1月12日
東海旅客鉄道株式会社

運輸系統における駅・乗務員それぞれの、より均衡のとれた要員配置を図るため、社員運用を以下の通りとする。

1. 実施内容

(1) プロフェッショナル職（高専卒・短大卒・専門学校卒・高校卒）社員の養成期間における駅在勤期間の延伸

近年の駅業務の高度化や、駅サービスに対するお客様のご要望の多様化等に鑑みると、駅における教育やフロントサービスに関わる体制の、一層の整備・強化が求められる状況となってきた。

このことから、プロフェッショナル職（高専卒・短大卒・専門学校卒・高校卒）社員について、養成期間における駅在勤期間を延伸し、本務期間を3年程度とする。本施策については平成22年度から実施する。但し、平成22年度については、一部の社員については従前通り、本務期間2年程度で車掌への運用を行う。

(2) プロフェッショナル職（大学・大学院卒）社員の養成期間における運用の変更

運輸系統における近年の採用数の拡大や、今後も比較的高い水準で採用数が推移すると想定されることを踏まえると、現実機関における新入社員の育成・教育のより一層の充実を図るためには、新入社員の配属を駅だけでなく乗務員区所においても実施していくことが望ましい。

このことから、プロフェッショナル職（大学・大学院卒）社員の養成期間における運用を、平成22年度採用者より、車掌、駅、運転士の順とする。

2. その他

運輸系統の社員運用の一環として乗務員区所から駅へ異動し、現在も駅に勤務している社員の一部について、平成22年度より乗務員区所への異動を行う。